にあっては金色の線一本を、係長及び同相当職にあっては黒色の線三本を、主任及び同相当職にあっては黒色の線二本を、これら以外の検疫官にあっては黒色の線一本を台地の右に配する。

形状、寸法及び着用部位図のとおり。

	（略）	
（略）	（略）	
（略）	（略）	

別表の図の男子の部上衣の胸章の図中「総務課長、検疫課長、衛生課長、衛生・食品監視課長、検査課長、統括衛生管理官、試験検査室長及び業務管理室長」を「課長及び同相当職」に、「庶務課長、検疫衛生課長及び検疫衛生・食品監視課長」を「課長」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		
別表第二（第二十九条関係）		
届出動物等の到着地		検疫所の名称
（略）		（略）
東京都（東京国際空港に限る。）		東京検疫所羽田空港検疫所支所
（略）		（略）

改正前		
別表第二（第二十九条関係）		
届出動物等の到着地		検疫所の名称
（略）		（略）
東京都（東京国際空港に限る。）		東京検疫所東京空港検疫所支所
（略）		（略）

室長及び業務管理室長にあっては金色の線二本を、検疫所支所の庶務課長、検疫衛生課長及び検疫衛生・食品監視課長並びに課長補佐及び同相当職にあっては黒色の線三本を、主任及び同相当職にあっては黒色の線二本を、これら以外の検疫官にあっては黒色の線一本を台地の右に配する。

形状、寸法及び着用部位図のとおり。

	（略）	
（略）	（略）	
（略）	（略）	

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（育児休業等期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）	（育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）
第百三十五条　法第百五十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあっては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。）を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。	**第百三十五条**　法第百五十九条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　育児休業等を終了する年月日	六　育児休業等を終了する年月日（以下「育児休業等終了予定日」という。）
七　育児休業等の日数	（新設）